



株券等の分布状況表等の作成要領

株式会社東京証券取引所 上場部

2025年4月 [第2版]

目次

● 概要	2頁
● 作成の流れ	3頁 - 4頁
－ よくあるご質問①	5頁
● 流通株式数の計算方法	6頁
● 国内の普通銀行、保険会社、事業法人等が所有する株式	7頁
● 役員等が所有する株式	8頁
－ よくあるご質問②	9頁
● 主要株主が所有する株式（10%以上所有）	10頁
－ よくあるご質問③	11頁
● 例外① 純投資目的で保有されている株式	12頁
－ 例外①の適用に際し必要となる提出書類	13頁
－ 保有状況報告書の記載事項	14頁
－ 保有状況報告書（表紙）の記載事項	15頁
－ よくあるご質問④	16頁 - 17頁
● 例外② 投資信託・年金信託組入分など	18頁
－ よくあるご質問⑤	19頁
● 【ご参考】上場維持基準に抵触した場合の日程例等について	20頁

- 東京証券取引所（東証）では、ご提出いただいた分布状況表をもとに、株主数や流通株式時価総額等の上場維持基準に係る審査を行います。審査の結果、上場維持基準に抵触した場合、事業年度終了後3か月以内に「上場維持基準への適合に向けた計画」（適合計画）の開示が必要となるとともに、1年間の改善期間内に当該基準に適合しないときは上場廃止となります。

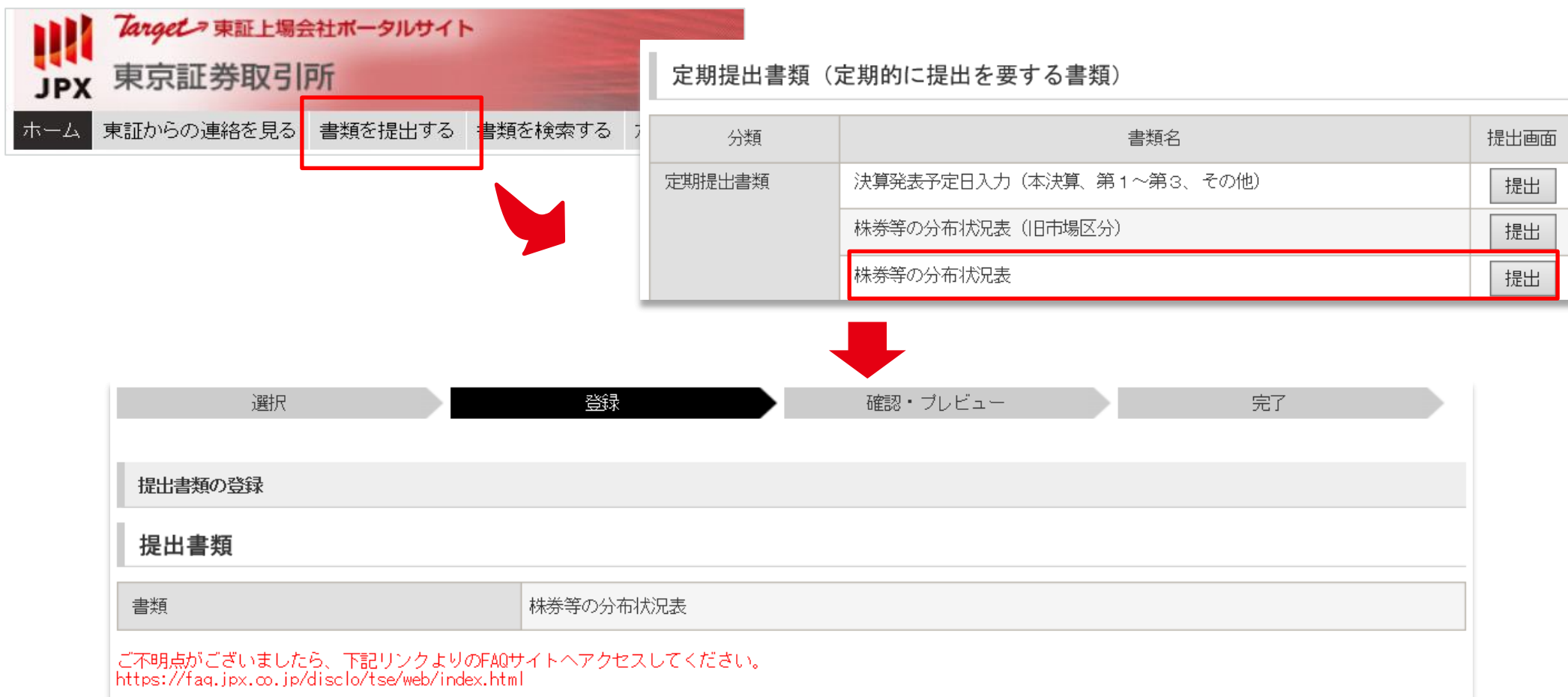
※2023年3月31日において、2026年3月1日以後最初に到来する基準日を超える時期を終了期限とする計画を開示している会社（超過計画開示会社）については、改善期間の終了後に監理銘柄に指定し、計画期限における適合状況を確認するまでの間、その指定を継続します。

- 上場維持基準への抵触の可能性がある場合（※）には、抵触を防ぐための取組や適合計画の策定に向けた検討を進めるとともに、株式事務代行機関から「株式分布状況表」又は「統計表《所有者別》」を受領後速やかに分布状況表を作成し、ご提出ください。

※分布状況表の「一時保存」又は「確認」機能を用いることで、中間期末や直近の基準日時点の株主の状況及び株価のもと、流通株式時価総額等を試算することができます（4頁参照）。

- 本作成要領のほか、上場会社向けナビゲーションシステム（<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/index.html>）にも分布状況表に関するQ&Aを掲載しておりますので、適宜ご参照ください。

- ① 分布状況表の作成に際しては、株式事務代行機関から受領した「株式分布状況表」又は「統計表«所有者別»」、「株主名簿」等をご準備ください。
- ② Target→書類を提出する→定期提出書類より、「株券等の分布状況表」を選択し、ご準備いただいた資料をもとに必要事項を直接入力の上、ご提出ください。



Target 東証上場会社ポータルサイト
JPX 東京証券取引所

ホーム 東証からの連絡を見る **書類を提出する** 書類を検索する

定期提出書類 (定期的に提出を要する書類)

分類	書類名	提出画面
定期提出書類	決算発表予定日入力 (本決算、第1～第3、その他)	提出
	株券等の分布状況表 (旧市場区分)	提出
	株券等の分布状況表	提出

選択 → **登録** → 確認・プレビュー → 完了

提出書類の登録

提出書類

書類	株券等の分布状況表
----	-----------

ご不明点がございましたら、下記リンクよりのFAQサイトへアクセスしてください。
<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/index.html>

- ③ 必要事項の入力後、画面下部にある「一時保存」又は「確認」ボタンを押下することにより、上場維持基準への適合状況を提出前に確認することができます。

書類ID	
版数	
東証コメント	
利用者メモ(任意)	

破棄

リセット

一時保存

確認

上場維持基準への適合状況（注7）

①～⑨までをもとに算出した貴社の上場維持基準への適合状況は以下のとおりです。

※ 流通株式時価総額を確認する場合は、事業年度の末日以前3か月間における東証の売買立会における日々の最終価格の平均株価を入力ください。

・事業年度の末日以前3か月間の平均株価 円

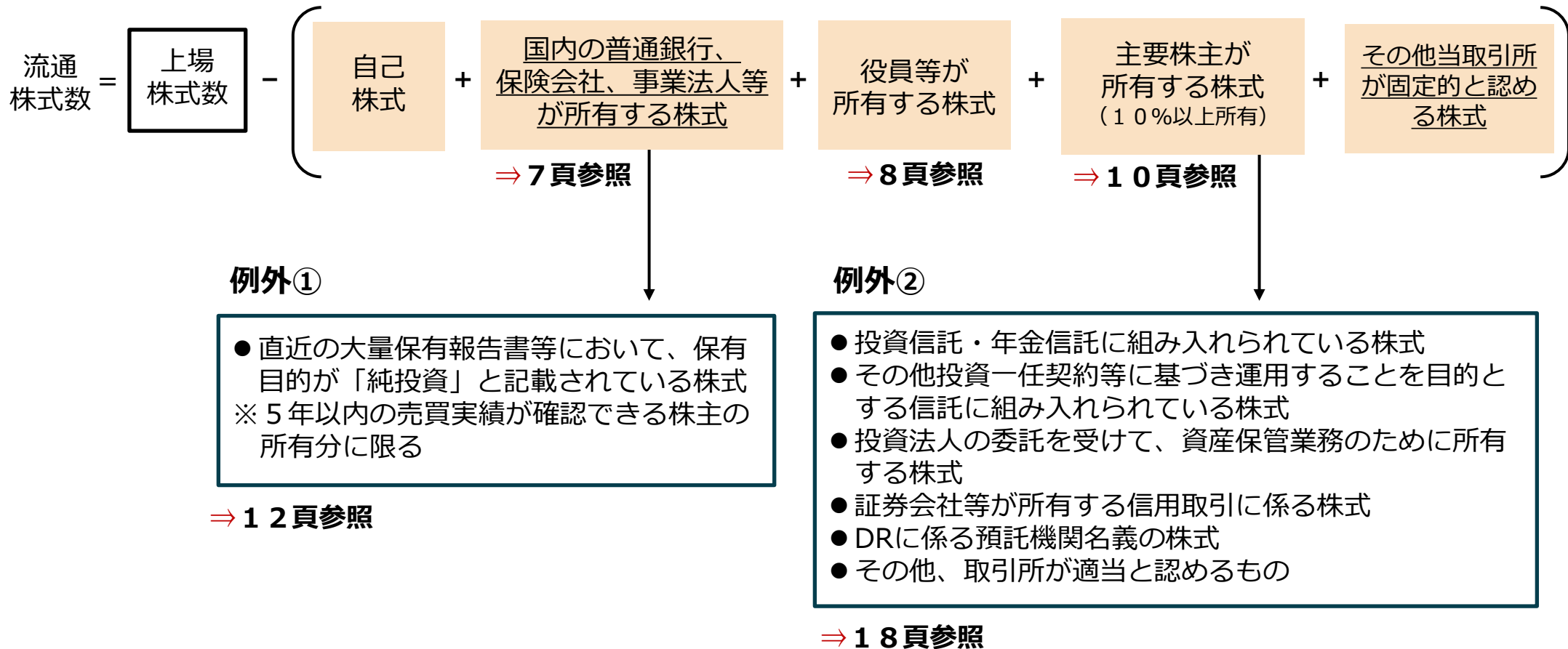
	2022/03/31時点	プライム市場
株主数(人)	3,000 人	800人以上
流通株式数(単位)	35,000 単位	20,000単位 (10,000単位) 以上
流通株式時価総額(円)	10,500,000,000 円	100億円 (10億円) 以上
流通株式比率(%)	35 %	35% (5%) 以上

よくあるご質問①

- これまで経過措置の適用を受けてきた会社は、いつから本来の上場維持基準で審査が行われますか。
 - 2025年3月1日以後に到来する上場維持基準に関する基準日から、本来の上場維持基準を適用して審査を行います。よって、仮に3月末決算会社の場合は、超過計画開示会社を含め、2025年3月末日より本来の上場維持基準で審査を行います。
- 上場維持基準の審査結果は通知されますか。
 - ご提出いただいた分布状況表をご確認させていただいた上で、上場維持基準に抵触している場合（超過計画開示会社も含みます）と、適合計画等に基づく取組等の結果、上場維持基準の全てに適合した会社に個別にご通知します。
- 上場維持基準に抵触した場合、公表は行われますか。
 - JPX HPにて、改善期間一覧の掲載や監理銘柄及び整理銘柄に係る公表を行います。
(<https://www.jpx.co.jp/listing/market-alerts/index.html>)
- 分布状況表の記入にあたり、流通株式時価総額の算定根拠となる事業年度末以前3か月間の平均株価はどこを見ればよいですか。
 - 各社の事業年度末の翌月第5営業日にTargetを通じてお送りする「株券等の分布状況表」及び定款変更に係る書類のご提出のお願い」に、3か月間の平均株価一覧を添付しますので、ご参照ください。
- 株式事務代行機関の「株式分布状況表」又は「統計表」において個別の株主がどの所有者区分で取り扱われているかについて確認することはできますか？また、当該株主が東証の「事業法人等」の定義（7頁）と異なる可能性がある場合はどのようにすれば良いですか？
 - 株式事務代行機関から受領した「株主名簿」により当該株主がどの所有者区分に含まれているかご確認ください。
 - 東証の「事業法人等」の定義と異なる可能性がある場合には、東証及び株式事務代行機関に必ずご確認ください。また、当該株主分を調整して、分布状況表に入力ください。

流通株式数の計算方法

✓ 流通株式数の計算は、以下の方法で行います。



国内の普通銀行、保険会社、事業法人等が所有する株式

- ✓ 「国内」とは、日本国内に本店を有するものを指し、普通銀行、保険会社、事業法人等の定義は以下のとおりです。

普通銀行	・銀行法第2条第1項に規定する銀行（信託銀行を除く）を指します。
保険会社	・保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社及び同条第4項に規定する損害保険会社を指します。
事業法人等	・普通銀行、保険会社、信託銀行、証券会社、政府関係金融機関（注1）、共同組織金融機関（注2）、証券金融会社以外の法人を指します。 ※ 株式会社だけでなく、その他の会社や財団法人、宗教法人等の法人格を有する団体が対象となり、従業員持株会や投資事業有限責任組合等の法人格を有しない団体は対象となりません。 注1 日本政策金融公庫、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫をいいます。 注2 農林中央金庫、信用協同組合、信用金庫、農業・漁業組合等の優先出資法に規定する協同組織金融機関をいいます。

- ✓ 株式事務代行機関から受領した株式分布状況表又は統計表「所有者別」を参照し、それぞれの株数を入力ください。

株式事務代行機関

アイ・アール ジャパン
SMBC信託銀行
三菱UFJ信託銀行

三井住友信託銀行
みずほ信託銀行

参照先

【書類】株式分布状況表

入力項目	株式分布状況表上の参照先項目
国内の普通銀行	「銀行」
国内の保険会社	「生命保険会社」+「損害保険会社」
国内の事業法人等	「その他の法人」

【書類】統計表«所有者別»

入力項目	統計表«所有者別»上の参照先項目
国内の普通銀行	「都市銀行」+「地方銀行」
国内の保険会社	「生命保険会社」+「損害保険会社」
国内の事業法人等	「その他国内法人」

✓ 役員等とは以下の者を指します。

- A. 発行会社の役員及び役員持株会
- B. 発行会社の役員の配偶者及び二親等内の血族
- C. 発行会社の役員又はB.により議決権の過半数が保有されている会社（会社以外の法人を含む。）
- D. 発行会社の関係会社及びその役員

※ 役員とは、分布状況表の基準日時点における取締役、監査役、執行役等を指し、執行役員は含みません。

✓ 役員等の所有状況を確認し、以下のとおりA.からD.までご入力ください。

株式の状況(注3)

⑥役員等の所有株式数(以下、A～Dの合計)

* 株

「⑥の内訳」を入力することで自動的に計算されます。
(一時保存等を行い、画面遷移後に*に数値が表示されます)

⑥の内訳

- A. 役員及び役員持株会の所有株式数(必須) 株
(例: 25000)
- B. 役員の配偶者及び二親等内の血族の所有株式数(必須) 株
(例: 25000)
- C. 役員、役員の配偶者又は二親等内の血族により議決権の過半数が保有されている会社の所有株式数(必須) 株
(例: 25000)
- D. 関係会社及び関係会社の役員の所有株式数(必須) 株
(例: 25000)

C及びDに該当する国内の法人については、全て「国内の事業法人等」（7頁参照）に含めて入力いただくことから本項目での入力は不要となります。

※C及びDに記入の株式数と、③～⑤に該当する株式数に重複がないか確認してください。

【任意】役員等の所有状況についての特記事項

B～Dに関し、全ての所有状況について確認を行ったうえで、把握することが困難な場合には、現に把握可能な範囲で入力いただくことで差支えありません。その場合は、困難な理由や記載した範囲等を本欄に記入ください。なお、記入いただいた内容については個別に確認させていただく場合がございます。

よくあるご質問②

- 銀行や生命保険、損害保険会社に該当する具体的な会社名はどこで確認できますか。
 - 銀行、生命保険会社及び損害保険会社の一覧が金融庁のホームページに掲載されていますので、そちらをご確認ください。<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>
- 役員持株会に執行役員や子会社役員も加入している場合、「役員及び役員持株会の所有株式数」欄にはどのように入力すればよいですか。
 - 執行役員や子会社役員に帰属する持分を減算して入力ください。
 - なお、子会社役員の持分は別途「D.発行会社の関係会社及びその役員の所有株式数」に入力ください。
- 発行会社の関係会社とは何を指しますか？
 - 上場会社の親会社、子会社及び関連会社並びに上場会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（財務諸表等規則第8条第8項に規定する関係会社）を指します。
- 役員等の所有状況を把握することが困難な場合とは、どのような場合が考えられますか？
 - 例えば、役員の親族のうち役員と同居していない者や海外に居住している者の所有分、関係会社のうち有価証券報告書等の「第一部 企業情報」「第1 企業の概況」「4. 関係会社の状況」において個別名の記載のない関係会社及びその役員の所有分等について把握が難しい場合があると考えられます。ただし、以上の属性に該当する場合であっても、原則としてすべての所有状況について調査いただいたうえで、把握することが困難な場合には、現に把握可能な範囲を特記事項の欄にご記入ください。
 - なお、記載いただいた内容については個別に確認させていただく場合がございます。

主要株主が所有する株式（10%以上所有）

- ✓ 株式事務代行機関から受領した株主名簿どおりに上位10名の株主について入力ください。
- ✓ 株主の属性を確認し、②～⑥に該当する項目がある場合には、ボックスにチェックを入れてください。

大株主の株式所有状況（注4）

順位	株主名	所有株式数(株)	上場株式数に占める割合(%)	②に該当(自己株)	③に該当(普通銀行)	④に該当(保険会社)	⑤に該当(事業法人等)	⑥に該当(役員等)
1	 (例：(株)東京証券取引所)	 (例：400000)	*	☐	☐	☐	☒	☐
2			*	☐	☐	☐	☐	☒
3			*	☐	☐	☐	☐	☐
4			*	☐	☐	☐	☐	☐
5			*	☐	☐	☐	☐	☐
6			*	☐	☐	☐	☐	☐
7			*	☐	☐	☐	☐	☐
8			*	☐	☐	☐	☐	☐
9			*	☐	☐	☐	☐	☐
10			*	☐	☐	☐	☐	☐
⑦10%以上を所有するものが所有する株式数合計 (上記「株式の状況」の②～⑥に該当するものを除く)			*	*				

該当する場合、チェック

「*」の箇所には、様式の一時保存や登録後に、数値が表示されます。

よくあるご質問③

- 大株主の株式所有状況に、自己株式について入力する必要がありますか。
 - 有価証券報告書とは異なり、自己株式についても入力してください。
- 株主が複数の属性に該当する場合（例：役員の国内の資産管理会社）は、どの属性にチェックを入れればよいですか。
 - 該当する属性にチェックを入れていただくことで、当該株式が、別途入力いただいた役員等の所有株式や国内の事業法人等の所有株式等と重複して流通株式数から除外されない仕組みとなっています。そのため、分布状況表で所有株式数として入力した属性（②～⑥のいずれか一つ）のみにチェックを入れてください。
 - なお、7頁に記載のように株式事務代行機関から受領した株式分布状況表等に従って入力いただく場合には、チェックの優先順位は、②（自己株）、③～⑤（普通銀行・保険会社・事業法人等）、⑥（役員等）、の順となります。例えば、役員の国内の資産管理会社の場合であれば、⑤事業法人等に該当のみにチェックを入れてください。
- 株主が同じ信託銀行であっても、信託口1、信託口2といった形で、株主名簿上、記載が異なる場合はどうすればよいですか。
 - 株主名簿のとおりに分けて記載ください。
- 株主名が長く、大株主の株式所有状況欄に記載しきれないのですが、どうすればよいですか。
 - 文字数制限で全てを入力できない場合には、入力可能なところまで入力してください。
 - ただし、入力可能なところまで入力した際に、上位10位の株主に同名の株主がいる場合には、それぞれの株主名が分かるように、分布状況表の最下部にある「利用者メモ」に記載ください。

例外① 純投資目的で保有されている株式

- ✓ 大量保有報告書等又は保有状況報告書により、保有目的が純投資であることが明らかであり、かつ5年以内の売買実績が確認できるもののうち、東証が適当と認めるものは、当分の間、流通株式として取扱います。ただし、株主が10%以上所有している場合及び役員等に該当する場合を除きます。
- ※ 適用に関する判断は、発行会社との関係（株式の相互保有、人的関係、取引関係等の有無）や売買実績を総合的に勘案して行います。
- ✓ 例外規定の適用を申請する場合は、以下の欄に必要な事項を入力の上、13頁から15頁までに記載の書類を別途ご提出ください。様式については、JPX HPをご参照ください。

【任意】国内の普通銀行、保険会社、事業法人等が所有する株式（上記「株式の状況」③～⑤に該当）（※10%以上を所有する場合を除く）のうち、保有目的が純投資であることが明らかであり、売買の状況を踏まえ、東証が適当と認める株式（注5）

分布状況表上の 分類	株主名簿に記載のとおり入力してください。		上場株式数に 占める割合(%)	保有目的及び売買状 況を確認できる書類 (Targetからご提出 ください)
	株主名	基準日時点の 所有株式数(株)		
▼	(例：(株)東京証券取引所)	(例：400000)	*	▼
▼			*	▼
▼			*	▼
▼			*	▼
▼			*	▼
-	その他合算		*	▼
⑤保有目的が「純投資」であることが明らかであり、売買の状況を踏まえ、東証が適当と認める株式数の合計			*	

例外①の適用に際し必要となる提出書類

- ✓ 次の2点を確認する書類として、大量保有報告書／変更報告書／訂正報告書（大量保有報告書等）、又は保有状況報告書等をご提出ください。
 - ① 事業年度末日時点の保有目的が「純投資」であること
 - ② 事業年度末日を起点として5年以内の売買の実績があること
- ✓ 書類の提出は、Target→書類を提出する→定期提出書類→「株券等の分布状況表に係る添付資料」から行ってください。

	必要となる書類	備考
大量保有報告書等で①②が両方とも確認できる場合	・①を確認できる事業年度末日時点において直近の大量保有報告書等 ・②を確認できる事業年度末日時点において直近の大量保有報告書等（①と同じ場合は、提出不要）	・大量保有報告書等は、必要事項の抜粋ではなく、全文を提出ください。 ・EDINETでの公衆縦覧期間（5年）を経過している場合は保有状況報告書が必要となります。
大量保有報告書等で①②の両方又はいずれかが確認できない場合	・保有状況報告書 ・保有状況報告書（表紙）ドラフト	

保有状況報告書の公衆縦覧について

- ・ 東証により流通株式として取り扱うことが適当と認められた場合、東証に提出した保有状況報告書は公衆縦覧の対象となります。
- ・ 保有状況報告書と保有状況報告書（表紙）を合わせてPDF化したうえで、TDnet（適時開示情報閲覧サービス）から「公開項目」→「その他の書類」を設定して登録ください。
- ・ 登録された保有状況報告書は、東証上場会社情報サービス（<https://www.jpx.co.jp/listing/co-search/index.html>）に公開されます。
- ・ 公衆縦覧期間は、5年間となります。

保有状況報告書の記載事項

✓ 上場会社に対して保有者（株主）が作成し、上場会社が東証に提出します。

上場会社名、代表者の
役職・氏名

上場会社の事業年度末日
(分布状況表の対象となる
基準日)

上記基準日時点の
保有株式数

上記基準日を起点として、
直近5件の純投資目的での
売買実績を記載ください。
(5件無い場合、有るだけ)
※年月日～年月日などの
方法でまとめないでください。

保有状況報告書				
		年	月	日
発行会社名（証券コード） 代表者の役職・氏名		保有者の名称		印
		代表者の役職・氏名		
		事務上の連絡先（役職・氏名）		
		事務上の連絡先（電話番号）		
下記のとおり、年 月 日時点で、純投資目的で保有する貴社株式につき、ご報告いたします。なお、当社は、貴社が、有価証券上場規程等の規定に従い、本保有状況報告書を株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）に提出すること及び東証が本保有状況報告書を公衆縦覧に供することに同意いたします。				
記				
1. 保有株式の数 *, ***, ****, *****株				
2. 発行会社との関係等				
項目	無	有（その概要をご記載ください）		
株式の相互保有				
人的関係（役職員の兼任、出身役員等）				
取引関係				
<特記事項>（関係が有る場合、当該関係が純投資目的に影響を与えないと考える理由をご記載ください）				
3. 最近5年間における純投資目的での売買実績（直近5件）				
売買年月日	売買の数量	売又は買の別	市場内外取引の別（市場外の場合はその内容）	
4. 備考				
以 上				

事業年度末（基準日）以降で、本報告書を作成した日付を記載ください。

保有者の社印 ※代表者印は不要

公衆縦覧の対象となることをご理解の上、連絡が取れる番号を記載ください。

必要に応じて、東証が保有者へのヒアリングを実施する場合があります。加えて、記載内容の追加・修正を行っていただく場合があります。

発行会社との関係がある場合には、保有目的が純投資であるか当該関係維持であるかの判断が困難なため、当該関係が保有目的に影響を与えないと考える理由をご記載ください。

保有状況報告書（表紙）の記載事項

- ✓ 保有状況報告書を公衆縦覧する際に、表紙に付ける書類として、上場会社が作成します。

年 月 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

会社名
代表者の
役職氏名
(コード: 、市場区分を選択してください。)
問合せ先
(TEL)

事業年度末日
(分布状況表に記載の基準日)

当社株式に係る保有状況報告書

年 月 日時点の当社株式の保有者から、別添のとおり保有状況報告書の提出がありましたので報告いたします。
当社は、提出した保有状況報告書について、東証が公衆縦覧に供することに同意いたします。

印

印

公衆縦覧書類として
TDnetに登録する場合に、
保有状況報告書と合わせ
てPDF化してください。

提出日	保有数	種別	市場区分
2021/2/1	1,000,000 株	売	市場内
2018/7/15	2,000,000 株	買	市場外 (A B 社より取得)

提出日	保有数	種別	市場区分
2021/2/1	1,000,000 株	売	市場内
2018/7/15	2,000,000 株	買	市場外 (A B 社より取得)

よくあるご質問④

- 純投資目的の株式に係る例外を考慮しなくとも上場維持基準に適合していますが、入力する必要はありますか。
 - 入力の必要はありません。入力いただいても内容の確認は行わず、分布状況表を差戻しさせていただきますのでご了承ください。
- 純投資目的で保有されている株式に係る書類の提出は毎事業年度行う必要がありますか。
 - 各事業年度末時点における保有者の保有株式数、保有目的、売買実績等を確認させていただくことから毎事業年度ご提出ください。
- 売買実績は市場外取引のものでもかまいませんか。
 - 市場外取引でもかまいませんが、売買の実態がある取引が対象となります。例えば、グループ企業間での相対取引や相続・贈与による取得・処分、組織再編に伴う取得、新株予約権の行使による取得等は売買の実態がないものと考えられます。
- 売買実績が1件／1単位しかないのですが、例外規定の対象となりますか。
 - 1件／1単位であることのみをもって対象外とはなりません。安定的・固定的な保有でないことを確認する観点から、売買実績が少ない場合には保有者に対して売買の内容や保有の目的について、個別に確認させていただきます。
- 政策保有目的で取得した株式ですが、現在は純投資目的として保有しています。純投資目的となって以降の売買実績がないのですが、どのように取り扱われますか。
 - 売買実績は純投資目的として保有している期間のものが対象となりますので、当該株式は流通株式としては取り扱いません。

よくあるご質問④（続き）

- 保有状況報告書では保有者との関係（株式の相互保有、人的関係、取引関係）の記載が求められますが、それらの関係がある場合は、純投資目的に係る例外規定の対象とはならないのでしょうか。
 - 保有者との関係がある場合には、別途ヒアリング等を行った上で、対象となるか否かを判断させていただきます。
- 株式の「所有目的が純投資であることが明らか」であるとはどのような場合か教えてください。
 - 所有目的が専ら純投資である場合をいいます。なお、原則として以下に掲げる場合は、所有目的が専ら純投資であると取り扱います。
 - 直近の大量保有報告書及び変更報告書において、所有目的が「純投資」と記載されている場合
 - 直近の有価証券報告書において、保有目的が純投資であることが確認できる場合
 - 保有状況報告書における、「株式の相互保有」、「人的関係（役職員の兼任、出身役員等）」及び「取引関係」の全ての項目において関係が無い旨が記載されている場合
 - 保有状況報告書における、「株式の相互保有」、「人的関係（役職員の兼任、出身役員等）」又は「取引関係」のいずれかの項目において、関係有と記載されている場合であって、特記事項に当該関係が純投資目的に影響を与えないと考える合理的な理由が記載されているとき
 - ●●生命（特別勘定口）など、保有者名から所有目的が専ら純投資であることが分かる場合
- 大量保有報告書において保有目的が「純投資及び●●」となっていますが、例外規定の対象となりますか。
 - 純投資に加えて、投資一任契約・投資信託等による投資や重要提案行為等が併記されている場合、株価の変動等を踏まえた売却の見込みがあり、市場への流通が見込まれることから、例外規定の対象として扱います。一方で、安定株主、資本業務提携、政策投資等が併記されている場合、継続的な保有が見込まれ、純投資とは異なる性質を有すると認められることから、対象とは取り扱いません。
 - なお、判断が難しいときは、適宜ヒアリング等を行った上で対象となるか否かを判断させていただきます。

例外② 投資信託・年金信託組入分など

- ✓ 主要株主が所有する株式（10%以上所有）のうち、以下の要件に該当する場合は流通株式として取り扱います。

要件	要件に該当することを証明するために必要な書類
a 投資信託又は年金信託に組み入れられている有価証券 その他投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者若しくは信託業務を営む銀行又はこれらに相当すると認められる者が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている有価証券	株式事務代行機関が作成した組入状況表 投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者若しくは信託業務を営む銀行又はこれらに相当する認められる者が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている株式であることが確認できる当該信託銀行による証明書
b 投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する有価証券	名義信託銀行による証明書
c 証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する有価証券のうち信用取引に係る有価証券	当該名義人からの信用取引に係る株式であることの証明書
d 預託証券に係る預託機関（当該預託機関の名義人を含む。）の名義の有価証券	受託機関による証明書及び実質所有者に関する証明書
e その他当該有価証券の数の10%以上を所有する者以外の者が実質的に所有している有価証券のうち、当取引所が適当と認めるもの	適宜、東証から提出書類をご案内します。

- ✓ 以下の欄に必要事項を入力の上、上記書類を、Target→書類を提出する→定期提出書類→「株券等の分布状況表に係る添付資料」からご提出ください。

【任意】10%以上を所有するものが所有する株式（㉑）のうち、次のa～eの要件に該当する株式（注6）

株主名	除外要件	【I】除外要件を満たす株式数(株)	【II】基準日時点の所有株式数(株)	【III】 【II】から【I】を除いた株式数(株)	上場株式数に占める【III】の割合(%)
A信託銀行株式会社 信託口 (例：(株)いろは信託銀行)	a▼	1200000.00 (例：100000)	1500000.00 (例：20000)	300,000.00	3.00
	▼			0.00	0.00
	▼			0.00	0.00
	▼			0.00	0.00
	▼			0.00	0.00
a～eの要件に該当する株式数の合計（【I】の合計）		1,200,000.00			
所有株式数の割合が10%未満となった株式数の合計（【III】のうち所有割合が10%未満の株式数の合計）				300,000.00	
㉑a～eの要件に該当する株式を流通株式として取り扱った結果、流通株式となる株式数の合計					1,500,000.00

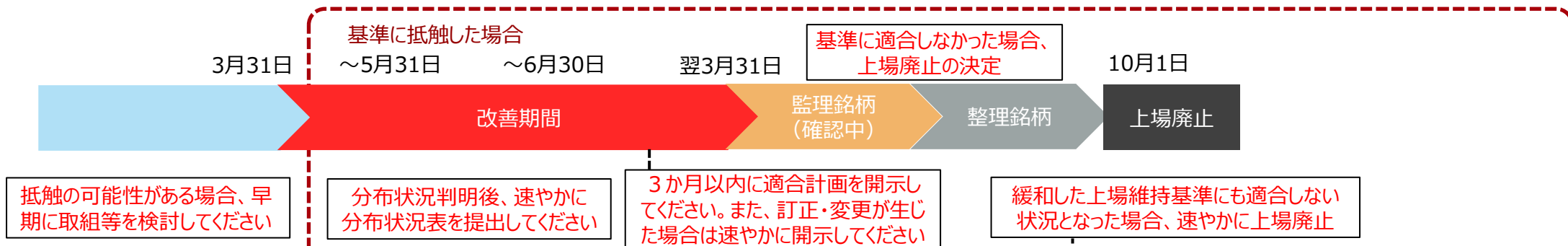
よくあるご質問⑤

- 投資信託・年金信託組入分などの株式に係る例外を考慮しなくとも上場維持基準に適合していますが、入力する必要はありますか。
 - 入力する必要はありません。入力いただいても内容の確認は行わず、分布状況表を差戻しさせていただきますのでご了承ください。
- 信託銀行が株主となっている株式のうち、株式の保有割合が10%未満のものも対象となりますか。
 - 7頁に記載のとおり、信託銀行や証券会社、証券金融会社が保有する株式について、所有割合が10%未満のものは既に流通株式として取り扱われておりますので対象とはなりません。
- 「a.投資信託や年金信託に組み入れられている株式」はどのように確認できますか。
 - 株式事務代行機関から受領した「投資信託・年金信託組入合計表又は証券投資信託・年金信託等設定状況一覧表」からご確認いただけます。なお、その他組入分（投資信託及び年金信託組入分以外）を申請される場合には、別途、当該株式がa～eのいずれの要件に該当する株式であるかを証明いただく必要がございますので、ご注意ください。
 - なお、当該株主の所有株式数から、投資信託及び年金信託組入分の株式を除外した株式数が、上場株式数の10%未満となった場合には、当該株主の全ての所有株式数が流通株式となります。
- 「e.その他当該有価証券の数の10%以上を所有する者以外の者が実質的に所有している有価証券のうち、当取引所が適当と認めるもの」とは、どのような株式が該当しますか。
 - 例えば、外国投資信託等が上場株式数の10%以上を所有している場合や、海外のカストディアンが名義株主となっているもののうち、実質株主を確認した場合において、外国投資信託等ほかの例外規定に該当する株式である場合などが考えられます。
 - なお、上記の場合には、カストディアンによる証明書や、実質株主による証明書などが必要となりますので詳細は、東証にご相談ください。

【ご参考】 上場維持基準に抵触した場合の日程例等について

- 上場維持基準に抵触した場合の日程例は、以下のとおりです。

➤ 分布状況表に基づき審査を行う上場維持基準に関する日程例：3月期決算会社



＜超過計画（20××年3月31日）開示会社の場合＞



➤ 売買代金に係る上場維持基準に関する日程例 ※売買高については毎年6月末及び12月末に審査を行い、改善期間は6か月となるが、流れは以下と同じ

